

\\ 想いをさらにこの場所で、未来へとつなげる //

JA横浜

相続定期貯金

..... 《取扱期間》 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)



期間：6か月

店頭
表示金利

十年 **0.2%** (税引後
年0.159%)

※金利情勢等に大幅な変動があった場合には、金利上乗せ幅の見直しや取扱いを中止する場合があります。

▶スーパー定期貯金 (自動継続)

100万円以上

▶大口定期貯金 (自動継続)

1,000万円以上



詳しくは裏面をご覧ください ➡

JA横浜
<https://ja-yokohama.or.jp/>



 JA横浜
Yokohama

みんなが
WAPPY!
やるJA
横浜!

商品名	相統定期貯金 <<スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金で組入れます>>
ご利用いただける方	金融機関(当JA以外の金融機関を含む)での相統手続完了後1年以内に、相統により取得した資金を原資としてお預けいただける個人の方 *ご契約の際、他金融機関で相統手続をされた方は、「お預け入れされる方が相統人であること」「金融機関での相統手続であること」「お預け入れ資金が相統により取得した資金であること」が確認できる書類をご提示ください。 【例】●遺産分割協議書の写し ●金融機関に提出した相統手続の依頼書等の写し ●遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し ●戸籍謄本の写し ●被相統人名義の解約済通帳または計算書の写し等
期間	●6か月 ●自動継続(元金継続または元利金継続)での取扱いとなります。
預入方法	(1)預入方法 一括預入 (2)預入金額 100万円以上相統により取得した金額の範囲内まで (3)預入単位 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息	(1)適用金利 預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」または「大口定期貯金」の店頭表示の利率に年0.2%を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続後の適用金利は、原則として「スーパー定期貯金<単利型>」または「大口定期貯金」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 (2)利払頻度 満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4)税金 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。*令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情報の入手方法 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。

付加できる特約事項 スーパー定期貯金<単利型>は、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。

中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)スーパー定期貯金<単利型>の場合 ① 6か月未満…解約日における普通貯金利率 次の①および②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (2)大口定期貯金の場合 ① 次の預入期間に応じた利率 6か月未満…解約日における普通貯金利率 ② 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注)なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。
-----------	--

貯金保険制度(公的制度) 【保護対象】当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、無利息、要求払い、決済サービスを提供できること)という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容 【苦情処理措置】本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、総合リスク管理部(電話:0120-62-9311)または口座開設店舗にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
【紛争解決措置】外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総合リスク管理部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)

その他参考となる事項 ●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定<単利型>」または「自動継続大口定期貯金規定」を適用します。

青葉区・緑区・都筑区	山内支店 青葉区新石川1-20-10 045(911)1211 荻田支店 青葉区荻田町378-2 045(911)4489 たまプラーザ支店 青葉区美しが丘2-15-1 045(901)3909 中里支店 青葉区下谷本町40-2 045(973)3004 たちばな台支店 青葉区たちばな台2-14-12 045(961)4501 田奈支店 青葉区田奈町52-8 045(981)1811 長津田支店 緑区長津田5-1-6 045(983)2541 新治支店 緑区中山5-13-1 045(931)2557 都田支店 都筑区池辺町2707-1 045(941)2301 東方支店 都筑区東方町1401 045(942)2311 都筑中川支店 都筑区中川中央1-26-6 045(912)3711 北山田支店 都筑区北山田2-5-1 045(594)1212	泉区・戸塚区	中田支店 泉区中田西2-1-1 045(802)8888 和泉支店 泉区和泉中央4-4-5 045(802)1284 いずみ野駅前支店 泉区和泉町5735-8 045(801)2181 飯田支店 泉区上飯田町1121 045(802)1211 中川支店 泉区岡津町145-3 045(811)4331 緑園都市支店 泉区緑園1-1-17 045(813)3661 本郷支店 戸塚区前田町85 045(822)1131 舞岡支店 戸塚区舞岡町3086 045(822)1134 戸塚支店 戸塚区戸塚町3981-8 045(881)0072 大正支店 戸塚区原宿4-15-5 045(851)5741	南区・港南区・磯子区・栄区・金沢区	港南支店 港南区丸山台1-15-3 045(842)1662 日野支店 港南区日野中央2-44-10 045(833)1394 港南台支店 港南区港南台3-3-1 045(835)2222 上大岡支店 港南区上大岡西3-6-16 045(842)0453 磯子支店 磯子区田中2-4-8 045(771)4349 杉田支店 磯子区杉田3-11-21 045(772)5600 本郷支店 栄区桂町279-24 045(891)3135 本郷東支店 栄区上郷町84-22 045(895)1122 豊田支店 栄区長沼町140-1 045(861)4321 金沢支店 金沢区釜利谷東4-1-12 045(781)5440 金沢文庫支店 金沢区片吹69-23 045(785)7131
------------	--	--------	---	-------------------	--

港北区・鶴見区	港北支店 港北区大豆戸町207 045(542)1581 小机支店 港北区小机町971-1 045(471)8981 日吉支店 港北区日吉本町3-31-17 045(563)6161 新田支店 港北区新吉田東8-4-10 045(531)7241 新羽支店 港北区新羽町1625-1 045(547)2811 鶴見支店 鶴見区駒岡3-32-27 045(573)1111	瀬谷区・旭区	原支店 瀬谷区阿久和東4-28-12 045(363)2018 瀬谷支店 瀬谷区本郷2-32-10 045(301)2020 瀬谷駅前支店 瀬谷区瀬谷4-24-63 045(303)3531 二俣川支店 旭区二俣川1-6-21 045(362)2112 都岡支店 旭区今宿西町289 045(951)1110 白根支店 旭区上白根1-1-5 045(953)1391	神奈川区・保土ヶ谷区・西区・中区	神奈川支店 神奈川区神大寺2-19-20 045(491)1181 菅田支店 神奈川区菅田町1717 045(472)0221 新桜ヶ丘支店 保土ヶ谷区新桜ヶ丘1-20-28 045(351)7171 保土ヶ谷支店 保土ヶ谷区西谷4-11-1 045(373)9522 和田町駅前支店 保土ヶ谷区仏向町9-2 045(332)6835
---------	--	--------	--	------------------	---

●詳しくは窓口にお問い合わせください。

